



広労基発0318第1号
令和3年3月18日

公益社団法人広島県労働基準協会長 殿

広島労働局労働基準部長



令和3年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

これまで、職場における熱中症予防対策については、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできました。さらに、平成29年から「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策を推進してきたところです。

広島県内の令和2年の職場における熱中症の発生状況（令和3年2月末日現在の速報値※。別添1参照）を見ると、死亡を含む休業4日以上死傷者数は24人であり、うち死亡者数は1人となっています。業種別にみると、死傷者数において製造業が最も多い状況です。また、平成22年以降の熱中症による死亡者は建設業、製造業、警備業で発生しており、WBGT値（暑さ指数）を実測せず、WBGT基準値に応じた措置が講じられていなかった事例、事業場における健康管理が適切に実施されていなかった事例等が含まれていました。

つきましては、令和3年の本キャンペーンを、別添の令和3年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱のとおり実施することとしておりますので、貴団体におかれましても、キャンペーンの趣旨を踏まえ、会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、事業場等への周知に当たっては、十分な新型コロナウイルス感染症予防対策を実施する等の配慮をお願いいたします。

※ 令和2年の職場における熱中症の発生状況は、令和3年4月上旬に確定する予定です。確定後は広島労働局のホームページにその内容を掲載することとしています。

